

【定期積金の給付補填金等の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、法第 209 条の 2 に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は租税特別措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等（以下この表において「給付補てん金等」という。）について使用すること。
- 2 この支払調書の記載要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「区分」の欄には、定期積金の給付補てん金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻条件付売買による利益、外貨建預貯金等の為替差益（円に換算して支払うもの）、外貨建預貯金等の為替差益（ユーロに換算して支払うもの）、一時払養老保険の差益、一時払損害保険の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等のように記載すること。
 - (3) 「計算の基礎」の項には、給付補てん金等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
 - (イ) 定期積金の給付補てん金 法第 174 条第 3 号に規定する給付を受ける金銭の額
 - (ロ) 掛金の給付補てん金 法第 174 条第 4 号に規定する給付を受ける金銭の額
 - (ハ) 抵当証券の利息 法第 174 条第 5 号に規定する債権の元本
 - (ニ) 貴金属等の売戻条件付売買による利益 法第 174 条第 6 号に規定する売戻しをした場合の当該金額
 - (ホ) 外貨建預貯金等の為替差益 法第 174 条第 7 号に規定する外国通貨で表示された預貯金の元本につきあらかじめ約定した率により本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算した金額
 - (ヘ) 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益 法第 174 条第 8 号に規定する満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額
 - (ト) 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 租税特別措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等の金額
 - (4) 「給付補てん金等の金額」の項には、その年中に支払を受けるべき給付補てん金等の金額を記載すること。
 - (5) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (6) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
 - (8) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。